

令和8年9月3日
子ども・若者部
児童相談支援課

世田谷区乳幼児短期緊急里親モデル事業の評価・検証について

1 主旨

区では、「世田谷区社会的養育推進計画（中間見直し）」（以下「計画」）に基づき、愛着形成に重要な時期である3歳未満の乳幼児の一時保護については、家庭と同様の養育環境での保護ができるよう、乳幼児短期緊急里親事業を令和7年9月よりモデル事業として実施している。

同計画において、本事業については、「試行2年目にあたる令和8年度に検証を行い、令和9年度から本格実施すること」としていることから、今年度、乳幼児短期緊急里親モデル事業評価・検証委員会を設置し、事業の評価・検証を行っているため、この間の検討状況を報告する。

2 事業の概要【別紙評価・検証報告書（案）P4～P9】

（1）事業目的

本事業は以下の2点を主たる目的としている。

①愛着形成への影響を考慮した一時保護の実現

3歳未満の乳幼児については愛着形成の過程に大きく影響する時期であることから、一時保護においても家庭養育優先原則を踏まえて可能な限り「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親家庭において養育できるよう常時受け入れる里親を確保する。

②緊急的に一時保護の受け入れができる里親の確保

一時保護所での受け入れができない2歳未満の乳幼児の緊急での受け入れ先は乳児院または児童の状況によっては医療機関などの受け入れ先を探すことになり時間がかかる場合があるため、保護される乳幼児の負担を軽減するために、常時乳幼児の一時保護委託を受けることができる受け皿として里親を確保する。

（2）開始時期

令和7年9月1日

（3）緊急里親家庭数

4家庭（令和8年8月31日現在）

（4）乳幼児短期緊急里親（以下「緊急里親」）の主な資格要件

- ・世田谷区に養育家庭の登録をしていること。
- ・実子若しくは里子等の乳幼児の養育経験があること又は医師、保健師、助産師、看護師若しくは保育士の資格を有し、実務経験があること。
- ・養育中の里子がいる場合は、里子の養育に支障が生じないこと。等

(5) サポート里親（緊急里親が兼務）

- ・医師、保健師、助産師、看護師又は保育士の有資格者を区がサポート里親として指定
- ・保護児童を受託中の緊急里親を訪問して委託児童と顔合わせをして健康状態等を把握し、レスパイトの希望があったときは保護児童を受入れて養育する等の役割を担う。

(6) 対象児童の年齢（月齢）設定

- ・令和7年度は、概ね生後4か月以降（首が座る時期）の児童を対象
- ・令和8年度からは、区の保育園への預け入れが可能となる月齢にあわせ、生後2か月以降に対象を拡大。

(7) 待機時間

午前8時30分から午後9時まで（土日・祝日含む）

(8) 待機料

月額10万円（消費税込み）

(9) 実施体制

受け入れ先の調整や乳幼児の移送等については、児童相談支援課、児童相談所、里親支援センターともがきが連携して行うとともに、カリタスの園つぼみの寮（乳児院）への委託により緊急里親の支援も行うなど、関係機関の役割分担に基づき実施。

3 緊急里親への一時保護実績

- ・令和7年度（9月1日～） 2人
- ・令和8年度（令和8年8月31日現在） 7人

4 評価・検証委員会の開催状況等

乳幼児短期緊急里親モデル事業評価・検証委員会設置要綱に基づき、委員4名のほか、オブザーバーとして外部有識者1名と乳児院施設長1名を加えた評価・検証委員会を設置するとともに、緊急里親からも意見を伺いながら、本事業に対する評価や課題等について検討を進めている。

(1) 構成委員等（敬称略）

①検討会委員

氏名	所属等	備考
岩田 祐一郎	里親支援センターともがき センター長	
松本 幸夫	子ども・若者部長	委員長
工藤 木綿子	児童相談所長	
石山 智子	児童相談所児童相談課長	

②オブザーバー

氏名	所属
高橋 恵里子	（公財）日本財団 公益事業部 子ども事業本部長
平本 玲子	（社福）東京恵明学園 東京恵明学園乳児部施設長

(2) 開催状況

開催回	開催日	内容等
第1回	令和8年7月28日	モデル事業の評価・検証
第2回	令和8年8月14日	報告書（案）の検討、次年度の方向性

(3) 乳幼児短期緊急里親意見交換会

【開催日】 令和8年8月5日（水）

【出席者】 緊急里親（4名）、里親支援センターとものがきセンター長

【内 容】 以下の項目についての意見交換を実施

- ・「乳幼児短期緊急里親事業の目的と意義」、「緊急里親家庭数」、「対象児童の年齢（月齢）」、「待機時間」、「実施体制」等

5 検討状況

評価・検証にあたっては、次年度以降の本格実施に向けて、「事業の目的」と「事業の枠組み」を主眼に、「緊急里親の家庭数」、「対象児童の年齢（月齢）」、「待機時間」、「実施体制」、「その他」を検証項目とし、各項目に対して、委員、オブザーバー、緊急里親から評価及び課題等について意見を伺い、次年度以降の事業のあり方等について検討を行っている。なお、評価・検証にあたっては、家庭養育優先の原則、パーマネンシーの保障の理念に基づき、子どもの最善の利益につながっているかという点を重視している。

(1) 各項目に対する主な評価及び課題【評価・検証報告書（案）P11～P21】

① 事業目的

- ・ 家庭での個別的な関わりを得ることにより、乳幼児の表情が豊かになるなどの愛着形成に寄与し、また、実父母の養育にも良い変化に繋がった事例があった。
- ・ 家庭における養育環境と同様の養育環境で養育することで、適切な家庭環境下における乳幼児の様子等が把握でき、その後の方針を適切に決定することができた。
- ・ 乳児院での専門的な養育が必要と判断され、受け入れが可能となるまでの短期間であっても、緊急里親に保護委託を行うことで、愛着形成への寄与のみならず、乳幼児の安全の確保に向けた緊急的な受け入れ先としても機能することができた。
- ・ 緊急里親が単なる乳幼児の受け皿とならないよう、本事業の目的、愛着形成や愛着移行等に対する理解を深め、共通理解を図るための緊急里親及び関係機関向けの説明会や研修等を行っていく必要がある。

② 事業の枠組み

ア 緊急里親家庭数

- ・ 登録家庭数が4家庭となったことで、児童の状況等に応じたマッチングが可能となった。また、週ごとに待機順位を付けた運用を行ったことにより、緊急里親の待機に係る負担の軽減を図ることができていた。
- ・ モデル期間中の委託実績を踏まえると現在の4家庭は適当であるが、保護の期間

が長期化した場合には待機家庭数が少なくなり、受け入れ先の確保が難しくなる。

- ・登録家庭数を維持、確保していくためには資格要件の緩和も考えられるが、乳幼児の安全面の確保にかかわるため、保育士等の専門職であっても慎重に判断すべきであり、研修体系等の検討を含めて引き続き丁寧に検討を行っていく必要がある。

イ. 対象児童の年齢（月齢）

- ・対象年齢（月齢）を保育園での預かりが可能となる月齢と合わせて生後2か月以降としたことは、児童の安全確保や里親の負担の面からも適切であった。
- ・月齢に関わらず乳幼児の状態等により専門的ケア等の個別の配慮が必要な場合は里親への委託は困難である。
- ・本事業の趣旨を踏まえると、新生児についても受け入れ対象とすることが望ましいが、新生児については養育にかかる情報が少なく、安全面の点からも、現状の体制等において緊急里親が受託するのは難しい。そのため、新生児の受け入れを行っていくには、研修内容や支援体制のさらなる充実が必要である。

ウ. 待機時間

- ・一時保護委託にあたっては、児童相談所、里親支援センター、児童相談支援課が役割分担のもと、連携を図って行う必要があり、また、この間の実績から見ても、各機関の開庁日時にあわせた現在の待機時間は適切と考える。
- ・24時間待機は緊急里親家庭の負担が大きく、また関係機関の体制確保等も必要となり、現状においては24時間待機とすることは困難である。
- ・緊急里親の負担軽減を目的とした受託期間中の休日（月2日）については、子どもの環境変化に伴う負担を考慮し、運用を見直していく必要がある。

エ. 実施体制

- ・児童相談所、里親支援センターともがき、カリタスの園つぼみの寮（乳児院）がそれぞれの専門性を活かして役割分担をしながら連携して乳幼児の受け入れや緊急里親の支援を行っており、事業運営に必要な実施体制を確保できている。
- ・緊急里親として乳幼児の養育に必要な研修について、里親支援センターとカリタスの園つぼみの寮（乳児院）が連携・協力を図りながら実施しており、緊急里親としての必要なスキルの習得を図ることができた。
- ・今後、新生児の受け入れも見据え、緊急里親の養育力のさらなる向上に向けた研修の実施、支援体制のあり方についても検討していく必要がある。
- ・サポート里親が、受託中の緊急里親家庭を訪問して乳幼児の状況を把握し悩み等の相談に乗ることで、緊急里親の安心につながっているが、兼務であることから、サポート里親が受託中となった場合に役割を担えないという課題がある。

オ. その他

- ・ 緊急里親間の情報交換等を目的に緊急里親交流会を開催し、受託にかかる意見交換や児童相談所からのケースの振り返りやその後の状況報告等を行ったことにより、緊急里親間の関係性とモチベーションの維持、向上につながったため、今後も定期的に開催していく必要がある。

6. 今後の方向性

評価・検証委員会の検討により、本事業が乳幼児の愛着形成に影響を与えており、また、保護が必要な乳幼児の迅速な安全確保のための受入れ先としても機能していることから、本事業の目的を果たしていることが確認された。

また、運営面においても、関係機関が連携しながら、一時保護の実態や緊急里親の負担等を考慮した現行の実施体制を維持して運用していくことが望ましいことが確認された。

一方で、今後の課題として、「養育の質のさらなる向上に向けた緊急里親や関係機関向けの研修の充実」、「緊急里親数の確保に向けた資格要件等の見直しの必要性」、「新生児の受け入れに向けた研修や支援体制のあり方」、「緊急里親のモチベーションの維持・向上に向けた緊急里親連絡会の定期開催」等が挙げられた。

以上を踏まえ、次回の評価・検証委員会では、委員等より挙げられた課題に対し、今後の具体的な取り組み等について整理を行い、次年度以降の本格実施に向けてさらなる検討を進めていく。

7. 今後のスケジュール（予定）

令和8年	9月	第3回評価・検証委員会（報告書案の検討、課題への対応等）
	11月	子ども・若者施策推進特別委員会報告 （次年度以降の乳幼児短期緊急里親事業について）
令和9年	4月	本格実施

別紙

世田谷区乳幼児短期緊急里親モデル事業
評価・検証報告書

(案)

調整中

令和 8 年 月

世田谷区乳幼児短期緊急里親モデル事業評価・検証委員会

目次

はじめに.....	3
第1章 モデル事業を開始した経緯等	4
1 モデル事業を開始した経緯と目的.....	4
2 モデル事業の概要.....	5
3 委託までの流れ.....	7
4 関係機関による実施体制	8
第2章 実績	10
1 乳幼児短期緊急里親への一時保護(委託)の実績	10
2 サポート里親の活動	10
第3章 事業の評価・検証.....	11
検討状況.....	11
1 事業の目的	12
(1) 検証項目及び論点.....	12
(2) 委員からの意見	12
(3) 緊急里親の意見.....	13
(4) 評価及び課題.....	13
2 事業の枠組み.....	14
2-1 緊急里親家庭数.....	14
(1) 検討項目及び論点.....	14
(2) 委員からの意見	14
(3) 緊急里親の意見.....	15
(4) 評価及び課題.....	15
2-2 対象児童の年齢(月齢)	15
(1) 検討項目及び論点.....	15
(2) 委員からの意見	15
(3) 緊急里親の意見.....	16
(4) 評価及び課題.....	16
2-3 待機時間.....	17
(1) 検討項目及び論点.....	17
(2) 委員意見.....	17
(3) 緊急里親の意見.....	18
(4) 評価及び課題.....	18
2-4 実施体制	18
(1) 検討項目及び論点.....	18
(2) 委員からの意見	19
(3) 緊急里親の意見.....	19

(4) 評価及び課題	20
2-5 その他(緊急里親間の交流、各種支援サービス等)	20
(1) 検討項目及び論点	20
(2) 委員からの意見	20
(3) 緊急里親の意見	21
(4) 評価及び課題	21
第4章 次年度以降の方向性	22
1 事業の目的	22
2 事業の枠組み	22
(1) 緊急里親家庭数	22
(2) 対象児童の年齢(月齢)	22
(3) 待機時間	23
(4) 実施体制	23
(5) その他	23
(6) 結び	24
第5章 今後の検討課題	24
資料編	25
・世田谷区乳幼児短期緊急里親モデル事業評価・検証委員会構成	25
・世田谷区乳幼児短期緊急里親モデル事業実施要綱	26
・世田谷区乳幼児短期緊急里親モデル事業評価・検証委員会設置要綱	30

はじめに

平成28年改正児童福祉法第3条の2において、家庭養育優先原則が明記され、「児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。」とされました。

特に3歳未満の乳幼児については愛着形成の過程に大きく影響する時期であることから、一時保護においても、家庭養育優先原則を踏まえて可能な限り「家庭における養育環境と同様の養育環境」において養育されるよう必要な措置を講じる必要があります。

世田谷区では、「世田谷区社会的養育推進計画(中間見直し)」(以下「計画」)において、「愛着形成に重要な時期である3歳未満の乳幼児の一時保護については、家庭と同様の養育環境での保護ができるように、乳幼児短期緊急里親事業を令和7年度から試行実施し、試行2年目である令和8年度に検証を行い、令和9年度から本格実施する」とこととされました。

令和7年9月から乳幼児短期緊急里親をモデル事業として開始したところではありますが、乳幼児短期緊急里親モデル事業評価・検証委員会ではこの間の実施状況を踏まえて、事業の評価・検証を行い、ここに検討結果をまとめたので報告するものです。

第1章 モデル事業を開始した経緯等

1 モデル事業を開始した経緯と目的

(1) 経緯

世田谷区社会的養育推進計画(中間見直し)においては、家庭養育優先の原則と児童のパーマネンシー保障の理念を目的としており、一時保護においても同義の目的があることから、一時保護の時点から里親に委託して、家庭復帰が困難な場合は養育家庭(養育里親)への委託につなげていく必要がある。しかしながら、新規保護時点で里親への委託は少なく、特に0歳児は令和6年度、7年度ともに0件であった。

乳幼児の里親委託が少ない主な理由としては、養育家庭の場合、常時、緊急で迅速に乳幼児を受け入れる態勢を取ることが困難であり、具体的には、①緊急で子どもが委託されることを想定していない、②家族の理解を含めて自分の家庭で養育できるかの判断に時間がかかる、③年齢に応じた生活用品をすぐに調達できないなどの事情により、保護が必要と判断された当日に受け入れの調整を取りにくいことが課題としてあり、結果として、医療機関や乳児院への一時保護委託が多くなっていた。

表1. 年齢別一時保護委託人数(新規保護)

令和7年度	0歳0か月	0歳1か月	0歳2か月	0歳3か月	4カ月～ 1歳未満	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	合計
医療機関への委託	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4
乳児院への委託	0	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	4
里親・FHへの委託	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
乳幼児短期緊急里親への委託	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
合計	3	1	2	0	0	2	1	1	0	0	0	10

令和6年度	0歳0か月	0歳1か月	0歳2か月	0歳3か月	4カ月～ 1歳未満	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	合計
医療機関への委託	4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	5
乳児院への委託	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	3
里親・FHへの委託	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
合計	5	0	1	1	1	0	1	0	0	0	0	9

しかしながら、乳幼児期においては愛着形成の過程に大きく影響する時期であることから、一時保護においても家庭養育優先原則を踏まえて可能な限り「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親家庭において養育できるようにしていくことが重要である。

そのため、社会的養育推進計画(中間見直し)の検討において、上記の課題を解消し、一時保護においても里親への保護委託が推進されるよう、里親が常時待機して、緊急で乳幼児の一時保護が必要となった場合に里親家庭で迅速に受け入れができるよう、乳幼児短期緊急里親をモデル的に導入することを決定した。

(2) 事業目的

上記のとおり、乳幼児短期緊急里親は、乳幼児期における愛着形成の重要性を考慮し、登録里親に対して待機料を支払うことで、緊急的に乳幼児の一時保護が生じた場合でも常に受け入れられる態勢を確保するものであり、また、緊急的な一時保護であるため、その間に家庭復帰となるか里親等への措置となるかなどを見極めて調整を行う短期(原則 2 か月の一時保護期間)の委託を行うものである。

以上のことから、本事業は以下の 2 点を主たる目的としてモデル事業を開始した。

a 愛着形成への影響を考慮した一時保護の実現

3 歳未満の乳幼児については愛着形成の過程に大きく影響する時期であることから、一時保護においても家庭養育優先原則を踏まえて可能な限り「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親家庭において養育できるようにする必要がある。乳幼児の一時保護が必要となった時に、迅速かつ円滑に里親へ委託して、その間に児童相談所は子どもと家庭のアセスメントに基づく家庭復帰のための調整を行い、家庭復帰が難しい場合は里親委託措置を目指すことが可能となるよう、常時受け入れる里親を確保する。

b 緊急的に一時保護の受け入れができる里親の確保

一時保護所での受け入れができない 2 歳未満の乳幼児の緊急での受け入れ先は乳児院または児童の状況によっては医療機関などの受け入れ先を探すことになり時間がかかる場合がある。保護される乳幼児の負担を軽減するために、常時乳幼児の一時保護委託を受けることができる受け皿として里親を確保する。

2 モデル事業の概要

(1) モデル事業の開始時期

令和 7 年 9 月 1 日

(2) 乳幼児短期緊急里親(以下「緊急里親」)の資格要件

緊急里親の資格要件は以下のとおり。

- ① 心身ともに健康で、事業に対する理解、熱意及び意欲があり、積極的に保護児童の養育にあたることができること。
- ② 世田谷区に養育家庭の登録をしていること。
- ③ 実子若しくは里子等の乳幼児の養育経験があること又は医師、保健師、助産師、看護師若しくは保育士の資格を有し、実務経験があること。
- ④ 休息日を除き、常時、児童の受け入れに対応できること。
- ⑤ 里親会及び児童相談所等の関係機関との連携が取れること。

- ⑥ 乳幼児の養育に適した居住環境を整えることができること。
- ⑦ 原則としてペットを飼育していないこと。ただし、適切な飼育環境で管理できている場合には、この限りでない。
- ⑧ 養育中の里子がいる場合は、里子の養育に支障が生じないこと。

(3) サポート里親を設けた理由、要件等

緊急里親が保護児童を受託した際の支援については、児童相談所里親担当や里親支援センターともがきによる相談及び支援体制に加えて、児童を受託中の緊急里親を訪問して委託児童と顔合わせをして健康状態等を把握し、レスパイトの希望があったときは保護児童を受け入れて養育する役割を担うサポート里親を設けることとした。

サポート里親の資格要件は以下のとおり。

- ① 医師、保健師、助産師、看護師又は保育士の資格を有し実務経験があること。
- ② 専門養育家庭の登録があること又は専門養育家庭として登録があったこと。
- ③ 過去に 2 人以上の乳幼児の実子又は里子の養育経験又は一時保護受託があること。

(4) 対象児童の年齢(月齢)設定

令和 7 年度は、概ね生後 4 か月以降(首が座る時期)の児童を対象。

令和 8 年度から生後 2 か月以降(区の保育園で預かる月齢)に対象を拡大。

(5) 待機時間

午前 8 時 30 分から午後 9 時までとした。

なお、午後 9 時までに受け入れ調整を行ったうえで午後 9 時以降の受け入れも可能とした。

(6) 休息日

休息日(待機料を減額しない)月 4 日

(月 4 日を超えた日数分については待機料を減額)

保護児童の受託解除後は一時保護委託期間に応じて待機をしない日を設定

(待機料の支払対象)

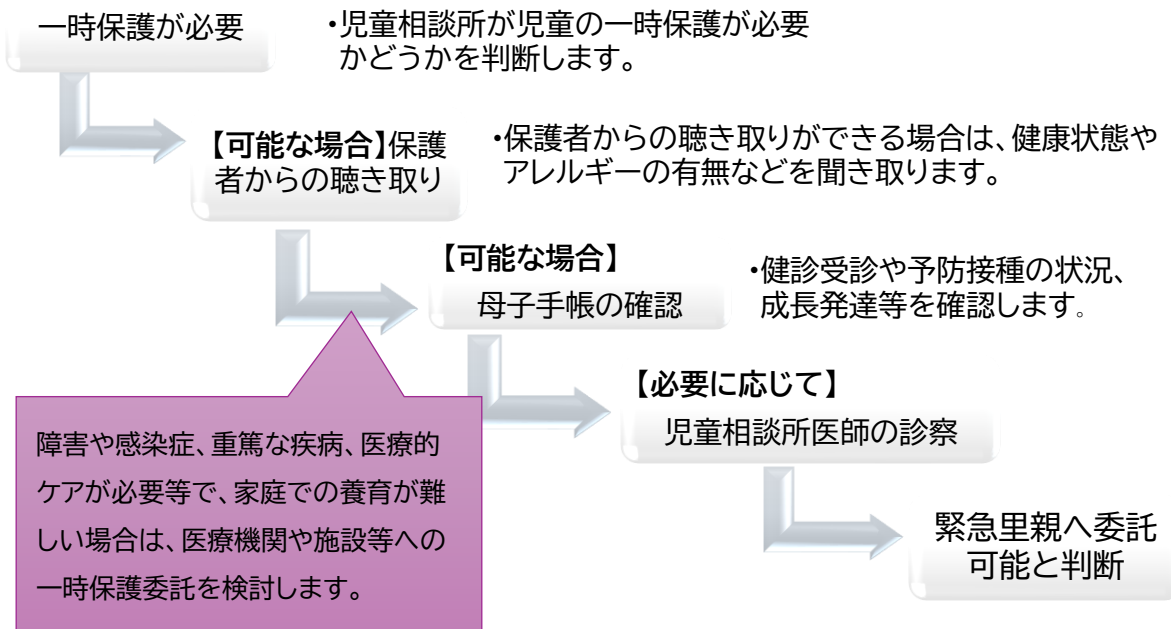
なお、一時保護児童の受託中についても休息日(月 2 日)を取ることが可能

(7) 待機料

月額 10 万円(消費税込み)

3 委託までの流れ

(1) 緊急里親への一時保護委託の決定



(2) 受け入れ依頼の電話連絡

- ・ 緊急里親への一時保護委託が決定した場合、緊急里親へ受け入れ打診
- ・ 受け入れの打診が児童相談所閉庁時間(平日 17 時 15 分以降と土日祝日)の場合は、里親支援センターともがきから電話連絡

(3) 保護児童の移送

- ・ 調整した時間に、児童相談所(子ども担当児童福祉司ほか)が保護児童を移送

(4) 児童の状況説明

- ・ 児童の移送時には、その日にわかる範囲で児童相談所から児童の状況を説明

4 関係機関による実施体制

モデル事業は、児童相談支援課が事業担当となり、児童相談所、里親支援センターともがき、カリタスの園つぼみの寮(乳児院)が役割分担して緊急里親の支援にあたっている。(主な役割分担は、下記のとおり)

(1) 児童相談支援課

児童相談支援課は、乳幼児短期緊急里親モデル事業の全体調整を行う。

- ① 緊急里親の確保(募集と選考、委託契約、オリエンテーションの実施)
- ② 委託契約に基づく待機料の支払
- ③ 休息日の管理及び連絡調整
- ④ 物品の調達

(2) 児童相談所

児童相談所は保護児童に係る全体調整、委託中の緊急里親の支援を行う。

- ① 保護児童の受入調整
- ② 保護児童の移送
- ③ 保護児童を受託中の里親の相談支援、訪問支援

(3) 里親支援センターともがき

児童相談支援課及び児童相談所と連携したモデル事業の運営

- ① 緊急里親研修の企画及び実施(センター事業)
- ② 保護児童の移送同行(センター事業)
- ③ 保護児童の受入調整(委託事業)
- ④ 物品の調達(委託事業)
- ⑤ 保護児童を受託中の里親の相談支援、訪問支援等(委託事業)

(4) カリタスの園つぼみの寮(乳児院)(委託事業)

0～2歳児受託中の緊急里親の支援を行う。

- ① 里親支援センターが実施する研修への協力
- ② 0～2歳児を受託中の緊急里親の相談支援(里親支援専門相談員のほか、支援員、心理士、栄養士等)
- ③ 必要に応じて、里親支援センターと連携した訪問支援の実施
- ④ 保護児童のアセスメント

5 乳幼児短期緊急里親の研修

	科目	内容	講師
7 年度	乳幼児の一時保護について	乳幼児の緊急一時保護について 里親家庭で乳幼児を緊急一時保護する意味等	東京恵明学園乳児部 施設長
8 年度	乳児院の専門的な養育技術から学ぶ	月齢に応じた基本的な養育のあり方 家庭的養育の意義 等	カリタスの園 つぼみの寮 支援員

科目	内容	講師
乳児と家庭	乳児の特徴と生活、アタッチメント	児童相談所保健師
乳児の事故防止と健康管理	子どもの病気、健康管理や生活の中での危機管理、アレルギーについて	成育医療研究センター 医師
実習(乳児院)	乳児の生活を知り、乳児と触れ合う。 一時保護児童を預かる際の留意点など	カリタスの園つぼみの 寮

第2章 実績

1 乳幼児短期緊急里親への一時保護(委託)の実績

- ・ 令和7年度 2人
- ・ 令和8年度 7人(令和8年8月31日現在)

<内訳>

			0歳	1歳	5歳	合計
令和8年度	委託人数		3	1	1	5
	内訳	新規保護時からの委託	2	1	1	4
		一時保護先変更による委託	1	0	0	1
令和7年度	委託人数		0	2	0	2
	内訳	新規保護時からの委託	0	1	0	1
		一時保護先変更による委託	0	1	0	1

- ・ 乳幼児短期緊急里親に新規保護時から委託した人数と、一旦別の場所で保護した後、一時保護先変更により乳幼児短期緊急里親へ委託した人数の合計、また、それに対する年齢別内訳を記載

2 サポート里親の活動

- (1) 受託中の緊急里親訪問 2回
- (2) レスパイトのための預かり(一時保護) 2回

第3章 事業の評価・検証

モデル事業の評価・検証を行うにあたっては、次年度以降の本格実施に向けて、「事業の目的」と「事業の枠組み」を主眼に、「緊急里親の家庭数」「対象児童の年齢(月齢)」、「待機時間」「実施主体」「その他」を検討項目とし、検討委員会を設置して検討を行った。検討にあたっては緊急里親の意見を聞いた。

なお、それぞれの項目を評価・検証するにあたっては、子どもの最善の利益となっているかという点に重点を置いた。※委員構成は資料を参照

検討状況

	開催日時	内容
第1回	令和8年7月28日	(1)モデル事業についての報告(説明・質疑応答) (2)モデル事業の評価・検証 ①「1 事業の目的」について ②「2 事業の枠組み」について (緊急里親家庭数、対象児童の年齢、待機時間) ③「2 事業の枠組み(実施体制、その他)」について (3)乳幼児短期緊急里親意見交換会質問項目について (4)その他
第2回	令和8年8月14日	(1)乳幼児短期緊急里親モデル事業評価・検証報告書(案)について (2)乳幼児短期緊急里親意見交換会について(報告) (3)その他
第3回	令和8年9月18日(予定)	(1)乳幼児短期緊急里親モデル事業評価・検証報告書(案)について (2)課題への対応について (3)その他

・乳幼児短期緊急里親意見交換会

【開催日】令和8年8月5日(水)

【出席者】緊急里親(4名)、里親支援センターとものがきセンター長

【内 容】

以下の項目についての意見交換を実施

- ・ 乳幼児短期緊急里親事業の意義について
- ・ 緊急里親家庭数について
- ・ 対象児童の年齢(月齢)について
- ・ 待機時間について
- ・ 実施体制について
- ・ その他

1 事業の目的

(1) 検証項目及び論点

① 事業目的の基本的な位置づけ

本事業の目的については、乳幼児期における愛着形成を考慮した里親家庭での一時保護を主たる目的としているが、保護される乳幼児の負担を軽減するために、乳児院や医療機関での受け入れが可能となるまでの間、里親へ保護委託を行う緊急的な受け皿の確保についても引き続き本事業の目的として位置付けるべきか。

② 事業目的の共通理解

本事業が単なる緊急的な一時保護の受け皿にならないよう、児童相談所、緊急里親及び関係機関が事業の目的と趣旨を十分に理解し共通認識を図るための仕組みづくりが必要ではないか。

③ 一時保護後のアセスメントとその後の支援

本事業は原則として2か月間と短期的な一時保護となるため、保護委託後は子どもと家庭のアセスメントを速やかに行い、保護期間内に家庭復帰のための調整や養育家庭等への委託措置を目指すことを基本とすべきではないか。一方で、アセスメントの結果、乳幼児の状態等によっては医療機関や乳児院への委託措置も考えられるか。

(2) 委員からの意見

① 事業目的の基本的な位置づけ

- ・ 短期間の一時保護であっても家庭で養育することが愛着形成のためには必要であり、本事業の目的の根幹である。
- ・ 一時保護の緊急的な受け皿として緊急里親に委託した場合であっても、家庭で養育されることは児童の愛着形成に良い影響がある。
- ・ 本事業において愛着形成と緊急的な受け皿という目的はそれぞれに切り離して考えるものではなく、両側面の目的を兼ね備えているものである。
- ・ 一時保護委託にあたっては、愛着形成と緊急的な受け皿とで目的をはっきりと分けられるものではない。
- ・ 児童相談所では、本事業を通じて、これまで以上に里親委託への重要性等を認識するようになった。また、短期の保護であることにより、児童の表情の変化や感情表出など短期間で生じる変化や効果を感じ取れることができた。

② 事業目的の共通理解

- ・ 短期間であっても特定の大人が継続して応答的に関わることが愛着形成の土台となることを本事業に関わる者が理解し、乳幼児の状況等を適切に把握したうえで、緊急里親への保護委託をすることが必要。

- ・ 事業目的や、愛着形成理論、里親から実親への愛着の移行のプロセス、メカニズムの理解などが、里親の養育の質の向上のために必要。
- ③ 一時保護後のアセスメントとその後の支援
- ・ 緊急里親へ委託を行った後、医療機関や乳児院へ委託措置を行うのでは望ましくないという考えもあるが、適切なアセスメントのもと、乳幼児の状態や家庭の状況等に応じた支援を行うべきであり、緊急里親から乳児院等へつなぐことが必ずしも子どもの利益に反するとは言えないのではないか。
 - ・ アセスメントの結果、乳児院等が適切な受け入れ先と判断し、その調整のためのつなぎとして緊急里親に委託することは、迅速に子どもの居場所を確保することのほか、短期間であっても愛着形成に寄与するものであり、子どもの利益につながる。

(3) 緊急里親の意見

- ・ 一時保護の打診があり、その数時間後に受け入れをした事によって、早期に安全で安定した場所を提供することができ、子どもにとっての負担も少なく良かったと思っている。
- ・ 緊急里親で受け入れた後の児童の成長などを見相からフィードバックして欲しいと思った。
- ・ ネグレクトで保護された児童と保護者の病気等のご都合で保護された児童では預かる側の心構えや対応は異なり、ネグレクトで保護された児童は、身体的にも精神的にも成長を著しく感じることもある。
- ・ 保護者にとって見相からのアドバイスを聞いたりする時間はとても貴重で、これまでの養育を見直す機会になり、保護者が落ち着いたところで家庭に帰ることができるのが良いと思った。

(4) 評価及び課題

- ・ 乳幼児の状態や家庭の状況を踏まえ、緊急里親に一時保護委託を行うことで、家庭での個別的な関わりを得ることにより、乳幼児の表情が豊かになるなどの愛着形成に寄与し、また、実父母の養育にも良い変化に繋がった事例があった。
- ・ 一時保護所や乳児院、医療機関とは異なる「家庭における養育環境と同様の養育環境」で養育することにより、適切な家庭環境下における乳幼児の様子等を把握することができ、その後の援助方針を適切に決定することができた。
- ・ 緊急里親への委託にあたっては、当日の受け入れを原則としたことで、保護児童の安全を迅速に確保することができた。
- ・ 乳児院での専門的な養育が必要と判断され、受け入れが可能となるまでの短期間であっても、緊急里親に保護委託を行うことで、愛着形成への寄与のみならず、乳幼児の安全の確保に向けた緊急的な受け入れ先としても機能することができた。
- ・ 緊急里親が単なる乳幼児の受け皿とならないよう、本事業の目的、愛着形成や愛着移行等に対する理解を深め、共通理解を図るための緊急里親及び関係機関向けの説明

会や研修等を行っていく必要がある。

2 事業の枠組み

2-1 緊急里親家庭数

(1) 検討項目及び論点

① 登録家庭数

現在、登録家庭数 4 家庭で安定的な運用を行えているが、この間の一時保護の実績や委託時期、期間等を考慮し、登録家庭数をさらに増やしていく必要があるか。

② 資格要件

現在、緊急里親の登録には、実子や里子の養育経験があること等の一定の資格要件を設けている。今後、辞退等が生じた場合でも、早急に新たな緊急里親を確保し、安定的に事業を運用していくためには、子どもの安全の確保を前提としつつ資格要件を緩和する必要があるか。

(2) 委員からの意見

① 登録家庭数

- ・ 登録数が増えることにより緊急里親の負担軽減を図ることができるが、里親登録家庭であることが要件であるため、緊急里親の数の増加に伴い、実働できる養育家庭の数が減少することが懸念される。
- ・ 緊急里親は緊急かつ短期的なものであり、この間の委託実績から見ても、現在の 4 家庭で受け入れができなかったことはなかったため、現在の 4 家庭が妥当な登録数と考える。
- ・ 区における緊急里親家庭の年齢、就労状況等について、他自治体における状況等と比較を行い、都市部における緊急里親のあり方や適切な緊急里親家庭数について精査していくことも今後必要ではないか。

② 資格要件

- ・ 里親登録家庭であることを要件とせず、保育士、看護師及び保健師など、乳幼児対応の資格や経験を有する者であれば緊急里親に登録できるよう要件の緩和を行ってはどうか。
- ・ 保育士や看護師、保健師などの専門職であっても、24 時間の養育においては、業務とは異なる対応が求められるため、要件の緩和にあたっては独自の研修を設け、必要なスキル等の習得を図るべき。
- ・ 乳幼児の安全面の確保にかかわるため、慎重に判断すべき。研修体系等の検討も含めて、今後も引き続き丁寧に検討を行っていく必要がある。

(3) 緊急里親の意見

- ・ 登録家庭数が2家庭から4家庭となったことで、待機にかかる負担のみならず、養育における思いや悩みが共有できるようになり、意見交換等を行うことで心理的な負担の軽減にも繋がった。
- ・ 登録数が4家庭になったことで負担の軽減は図れたが、受託期間が長くなった場合、残りの登録家庭の待機にかかる負担は大きくなる。
- ・ 受託期間の長期化が続く場合には現在の体制で運用していくのは厳しいと思っている。そのため、緊急里親が緊急かつ短期的なものであることを踏まえ、受託した乳幼児を早期に養育家庭等に繋げていける仕組みづくりが重要である。

(4) 評価及び課題

- ・ 令和8年度は、登録家庭数が4家庭となったことで、児童の状況等に応じたマッチングが可能となった。また、週ごとに待機順位を付けた運用を行ったことにより、緊急里親の待機に係る負担の軽減を図ることができた。
- ・ モデル期間中の委託実績を踏まえると現在の4家庭は適当であるが、保護の期間が長期化した場合には待機家庭数が少なくなり、受け入れ先の確保が難しくなる。
- ・ 登録家庭数を維持、確保していくためには資格要件の緩和も考えられるが、乳幼児の安全面の確保にかかわるため、保育士等の専門職であっても慎重に判断すべきであり、研修体系等の検討を含めて引き続き丁寧に検討を行っていく必要がある。

2-2 対象児童の年齢(月齢)

(1) 検討項目及び論点

① 対象月齢

愛着形成という事業目的を踏まえると、月齢による制限を設けるのではなく、乳幼児の健康状態等の個別の状況によって受け入れが可能か判断すべきか。

② 2歳以上の未就学児

2歳から一時保護所での受け入れが可能となるが、事業の趣旨を踏まえ、2歳以上の未就学児についても引き続き事業対象とし緊急里親を積極的に活用していくべきか。

(2) 委員からの意見

① 対象年齢(月齢)

- ・ 新生児については、養育にかかる情報が少ないため、安全管理の面を考慮すると、新生児の一時保護委託は、医療機関や乳児院でなければ対応は難しい。

- ・ 乳幼児の養育にかかる安全面や緊急里親の負担等を考慮すると、保育園で預かる月齢に合わせて 2 か月以降としていることは妥当と考える。
- ・ 児童の健康状態や保護に至った背景等によって一時委託先が変わるため、年齢(月齢)だけで緊急里親の活用を判断するのは困難である。
- ・ 児童の健康状態等により、新生児の段階で医療機関や乳児院への一時保護委託を行った場合であっても、児童の状態等が安定している場合には、緊急里親や養育家庭への保護先変更を速やかに検討していくべき。

② 2 歳以上の未就学児

- ・ 年齢が低いほど愛着形成への影響が大きいものの、基礎的な愛着が形成されつつある 2 歳、3 歳以上の未就学児にとっても重要な時期であることから、引き続き緊急里親の対象とすべき。
- ・ 2 歳から一時保護所での保護が可能となるが、愛着形成の重要性を考えると月齢や年齢による制限を設けず、児童の状態に応じて緊急里親への委託を検討すべき。
- ・ 2 歳以上となると活発に動く年齢でもあるため、緊急里親の負担が大きくなる可能性がある。児童の状態等によっては一時保護所での保護も視野に入れた検討も必要と考える。
- ・ 緊急里親に委託する際に、幼稚園等の所属先の利用や家事援助支援等を活用し、緊急里親の負担を軽減するための支援も必要。
- ・ 上限を 3 歳未満にすると、きょうだいで保護が必要になったときに、一緒に保護することが難しくなる。

(3) 緊急里親の意見

- ・ 今後、受託経験を重ねていけば変わってくるかもしれないが、現状の経験やノウハウでは新生児の受託は難しい。
- ・ 乳児の安全面を考えると、保育園での預け入れが可能な月齢に合わせた現状の運用が良い。
- ・ 新生児においても愛着形成の大切な時期であり、可能な限り受け入れていきたい。成人した家族のサポートがあれば新生児の受け入れについても可能性があると考えられる。
- ・ 3 歳以上の未就学児は打診があれば受け入れてきた。
- ・ 乳児のみならず、未就学年齢においても愛着形成は重要であると認識しているため、年齢の制限について考えたことがない。

(4) 評価及び課題

- ・ 新生児は急な体調変化など健康状態が不安定であり、また、養育に必要な情報が少ない中で受け入れることから児童の安全管理に懸念があるため、保育園での預かりが可能となる月齢と合わせて、生後 2 か月以降としたことは、児童の安全確保や里親の負担の面からも適切であった。

- ・ 乳幼児の一時保護ケースのうち、緊急里親へ委託とならなかったケースについては、児童の健康等の理由から緊急里親への委託が困難と判断されたケースであり、月齢に関わらず乳幼児の状態等により専門的ケア等の個別の配慮が必要な場合は里親への委託は困難である。
- ・ 本事業の趣旨を踏まえると、新生児についても受け入れ対象とすることが望ましいが、新生児については養育にかかる情報が少なく、安全面の点からも、現状の体制等において緊急里親が受託するのは難しい。そのため、新生児の受け入れを行っていくには、研修内容や支援体制のさらなる充実が必要である。
- ・ 2歳以上の未就学児にとっても愛着形成には重要な時期であることから、引き続き緊急里親の対象とすべきだが、一方で活発に動く年齢でもあるため、適切にアセスメントを行ったうえで、里親の負担も考慮し、一時保護所への委託も視野に入れていく必要がある。

2-3 待機時間

(1) 検討項目及び論点

① 24 時間待機

- ・ 緊急里親の負担が大きく、また関係機関の体制の確保も難しいが、一時保護が必要となる事例については、事前に予測することが難しく、その多くが突発的に対応を求められることから、緊急里親の待機時間は 24 時間とすべきか。

② 待機時間外の対応

- ・ 緊急里親への委託が望ましい事例について、待機時間外(深夜・早朝)に一時保護委託が発生した場合には、医療機関や乳児院等に委託することとなるが、翌開庁日に緊急里親への委託先変更など、関係機関間で対応方針の共有が必要ではないか。

③ 休息日

- ・ 現在、受託期間中においても休息日(月 2 日)を設けており、レスパイトにより対応を行っているが、乳幼児の負担を考慮し、受託中の休息日における取扱いについても見直し等の検討が必要ではないか。

(2) 委員意見

① 24 時間待機

- ・ 24 時間待機とするには、待機できる緊急里親及び関係機関の体制確保等が必須であり、早急に体制を確保することは困難なため、当面は現状の待機時間が良い。

② 待機時間外の対応

- ・ 待機時間外に一時保護委託が発生した場合、一旦は医療機関や乳児院等に委託す

ることし、乳幼児の状況等を踏まえたうえで、緊急里親や関係機関と調整し、可能な限り翌開庁日に緊急里親への委託先変更を行うなどの対応を行っていくことが必要と考える。

③ 休息日

- ・ 休息日(月 4 日)は、待機期間中における緊急里親の負担軽減を目的としているため、受託期間中については、子どもの環境変化に伴う負担を最小限にするためにも、休息日ではなく、レスパイトを必要時に利用する方が望ましい。

(3) 緊急里親の意見

- ・ 緊急里親も一般家庭と変わらないため、24 時間の待機は家庭への負担も大きく難しい。一旦は医療機関や乳児院への委託を行ってもらい、翌朝に受け入れる方が望ましい。

(4) 評価及び課題

- ・ 一時保護委託にあたっては、受け入れの調整や物品の調達、乳幼児の移送等が必要となり、児童相談所、里親支援センター、児童相談支援課が役割分担のもと、連携を図って行う必要があるため、各機関の開庁日時にあわせた現在の運用は適切と考える。
- ・ この間の緊急里親への一時保護委託の時間を見ても、ほとんどが緊急里親の待機時間となる 8 時 30 分～21 時の間に行われており、実績ベースでみても現在の待機時間は適切な設定であると考えられる。
- ・ 24 時間待機は緊急里親家庭の負担が大きく、また関係機関の体制確保等も必要となり、現状においては 24 時間待機とすることは困難である。
- ・ 待機時間外の対応
- ・ 緊急里親の負担軽減を目的とした受託期間中の休息日(月 2 日)については、子どもの環境変化に伴う負担を考慮し、運用を見直していく必要がある。

2-4 実施体制

(1) 検討項目及び論点

① 緊急里親への支援体制

一定程度の養育スキルを必要とする乳幼児の受け入れを、緊急かつ短期で行ううえで、緊急里親に対する支援は現状の支援体制で十分か。また、緊急里親のみならず、乳幼児に対する支援のさらなる充実も必要ではないか。

② 緊急里親の養育力向上

緊急里親が本事業の目的を十分に理解し、乳幼児の安全面を確保しながら、愛着形

成等に資する活動を行っていくために、研修内容のさらなる充実が必要ではないか。特に、0歳児は、発育状況に応じて養育の手法等が異なってくるため、月齢に応じた養育スキル等について、受託開始時より伴走的に助言を行っていく体制が必要ではないか。

※研修実施の例

- ・ 事業目的の理解促進
- ・ 本事業が実親にとって意義や価値があることを理解してもらうための研修
- ・ 安全性の担保
- ・ グリーフケア等、更なる専門性向上研修

③ サポート里親の必要性

現在、里親支援センターともがきやカリタスの園つぼみの寮(乳児院)による支援体制を確保しているため、サポート里親は緊急里親との兼務としているが、サポート里親の役割を考慮し、専任とする必要があるか。

(2) 委員からの意見

① 緊急里親への支援体制

- ・ 円滑な受け入れや養育に向けて、関係機関で情報を共有し連携しながら取り組めており、現状の支援体制で良いと考える。また、乳幼児に対する支援については、他の一時保護児童同様、子ども担当児童福祉司が緊急里親をはじめ、関係機関とも連携して取り組んでおり、現状の支援体制で良いと考える。

② 緊急里親の養育力向上

- ・ 乳幼児の養育力の向上は、緊急里親のみならず里親全体に対して取り組むべき課題である。そのうえで、特に緊急里親として習得すべき養育力やスキルを精査し、緊急里親向けの研修として実施すべきである。
- ・ 関係機関は緊急里親を支援する役割を担っているが、子どもの最善の利益を意識したソーシャルワークになっているかどうかを意識することが必要ではないか。

③ サポート里親の必要性

- ・ 継続的な愛着形成や子どもの負担軽減などの観点からも、レスパイト利用等の度に委託先が変わらないよう、サポート里親を専任とすることが望ましい。
- ・ 常時、サポート里親として活動ができるように、専任とした方が良い。
- ・ サポート里親が緊急里親を兼務することで、専門的な助言にとどまらず、緊急里親同士としての相談もできることから、引き続き兼務とした方が良い。

(3) 緊急里親の意見

- ・ 乳幼児かつ緊急的な受け入れであるため、養育に必要な情報が一部不足している点は仕方ないと捉えているが、アレルギーに関する情報など、乳幼児が里親家庭で安全・安心に過ごすための必要最低限の情報は確実に共有されている。そのうえで、追加で確認

できた情報等があれば、その都度、児童相談所から連絡をもらうようにしている。

- ・ 乳児を受け入れにあたり必要な情報共有は行われているが、ミルクの量の調整など養育にかかる細かい点の相談先(例:栄養士など)がなくて困ったことがあった。
- ・ サポート里親は専任が望ましいと思うが、必要家庭数の確保などで専任が難しいのであれば兼務でも問題ない。

(4) 評価及び課題

- ・ 乳幼児の受け入れや緊急里親の支援等にあたっては、児童相談所、里親支援センターともがき、カリタスの園つぼみの寮(乳児院)、児童相談支援課がそれぞれの専門性を活かして役割分担をしながら連携しており、事業運営に必要な実施体制を確保できている。
- ・ 養育家庭にかかる研修のほか、緊急里親として乳幼児の養育に必要な研修について、里親支援センターとカリタスの園つぼみの寮(乳児院)が連携・協力を図りながら実施しており、緊急里親としての必要なスキルの習得を図ることができた。
- ・ 今後、新生児の受け入れも見据え、緊急里親の養育力のさらなる向上に向けた研修の実施、受け入れに向けた支援体制のあり方についても検討していく必要がある。
- ・ サポート里親が、受託中の緊急里親家庭を訪問して乳幼児の状況を把握し悩み等の相談に乗ることで、緊急里親の安心につながっているが、兼務であることから、サポート里親が受託中となった場合に役割を担えないという課題がある。

2-5 その他(緊急里親間の交流、各種支援サービス等)

(1) 検討項目及び論点

① 緊急里親へのフィードバック

交流会については単なる情報交換の場としてではなく、緊急里親のスキルの向上とモチベーションの維持に向けて、養育した乳幼児や家庭の変化等の効果を緊急里親にフィードバックすることも大きな目的とし、定期的に行う必要があるのではないか。

② 緊急里親を支える仕組み

「育児家事援助者派遣」、「緊急保育」、「レスパイト」等について、より活用が進むよう、案内や手続き等においてさらなる工夫が必要ではないか。

(2) 委員からの意見

① 緊急里親へのフィードバック

- ・ 児童福祉司の負担を考慮し、日頃より緊急里親と交流のある里親支援センターが中心となって親子交流の様子などをフィードバックする方が良い。

② 緊急里親を支える仕組み

- ・ 乳幼児の状態や家庭の状況を把握している児童相談所が必要性を考慮し、緊急保育や育児家事援助者派遣の活用を促してはどうか。
- ・ レスパイトや保育園の利用までには至らない、日中の短時間だけ乳幼児を預けられる仕組みがあると良い。

③ その他

- ・ 実親にとっても事業目的が分かりやすく、理解を深めることができるよう、乳幼児短期緊急里親事業の愛称を設けても良い。
- ・ 家庭復帰にあたっては、子ども家庭支援センターや健康づくり課などの地域の関係機関が継続してサポートできると良い。

(3) 緊急里親の意見

- ・ 乳幼児の年齢や発育状況等に応じた、適切な遊び場等の知識や情報の収集が必要と感じた。また、里親支援センターやカリタスの園つぼみの寮(乳児院)のほか、子ども家庭支援センターなどの地域における相談先を知っておくことも大事と感じた。
- ・ 乳幼児を養育するには、単に養育スキルだけではなく、睡眠不足等に耐える気力や体力、包容力が大事である。

(4) 評価及び課題

- ・ 緊急里親間の情報交換等を目的に緊急里親交流会を開催し、受託にかかる意見交換や児童相談所からのケースの振り返りやその後の状況報告等を行ったことにより、緊急里親間の関係性とモチベーションの向上につながったため、今後も定期的に行っていく必要がある。
- ・ 緊急里親の負担軽減に向けて、「育児家事援助者派遣」、「緊急保育」、「レスパイト」等の支援があるが、「レスパイト」以外の利用実績はなく、利用促進に向けた工夫が必要だった。
- ・ 家庭復帰にあたって、保護児童の養育について緊急里親から実家庭に必要な情報提供を行っているが、同時に子ども家庭支援センターや健康づくり課などの地域の支援機関が適切に継続して支えていくためのつながりが必要である。

第4章 次年度以降の方向性

調整中

第3章での評価・検証、及び委員、里親からの意見等を踏まえ、次年度以降の乳幼児短期緊急里親事業については下記のとおりに本格実施していく。

1 事業の目的

- ・ モデル事業を通じて、「(保護中に)目に見えて身体的にも精神的にも著しい成長を感じることがあった」という緊急里親の声や、「お子さんが成長したことで父母の対応に変化があった」という保護者への影響を見ることができ、乳幼児の愛着形成に影響があったことから、引き続き乳幼児の愛着形成を考慮した一時保護を行うことを事業目的とする。同時に、保護の目的が受け入れ先の調整のためであっても、緊急的に一時保護の受け入れができる里親を確保して、迅速に乳幼児が安全かつ快適に過ごせる家庭環境を提供することで乳幼児の最善の利益を図っていくことも事業の目的とする。
- ・ 上記の愛着形成を考慮した一時保護の実施と安全かつ快適に過ごせる家庭環境の迅速な確保を事業の直接的な目的としつつ、本事業を推進していくことで乳幼児のパーマネンシーの保障や家庭養育の推進の更なる向上を目指していく。
- ・ 一方で、緊急里親が単なる乳幼児の受け皿とならないよう、緊急里親に一時保護の現状と必要性、里親委託の効果について丁寧に説明を行うとともに、児童相談所、関係機関、及び緊急里親を対象とした説明会や研修を実施し、本事業の目的や意義について理解を深め、共通認識を図っていく。

2 事業の枠組み

(1) 緊急里親家庭数

- ・ 週ごとに待機順位を付けた運用により、緊急里親の待機に係る負担の軽減を図れており、また、この間の保護実績から見ても、児童の状況等に応じたマッチングが行える運用ができていることから、引き続きサポート里親含め4家庭で運用していく。
- ・ ただし、複数の家庭で一時保護期間が長期になった場合、待機する里親家庭の負担が大きくなり、また新規の受け入れにあたり、乳幼児の状況等に応じたマッチングも難しくなることから、緊急里親が緊急的かつ短期的なものであることを踏まえ、児童相談所において適切なアセスメントに基づき、今後の援助方針を速やかに決めていく必要がある。
- ・ また、登録里親に欠員等が生じた際に、速やかに緊急里親を確保するための仕組みを検討していく必要がある。

(2) 対象児童の年齢(月齢)

- ・ 乳幼児期における愛着形成の重要性を考慮すると、月齢や年齢による制限を設けずに本事業を実施していく必要性はあるが、緊急里親の負担や乳幼児の安全面の確保の点

において課題があることから、当面の間は、現在同様、保育園の預け入れ可能となる生後 2 か月以降から未就学児までを原則とする。

- ・ 今後、新生児の受け入れを行っている他自治体における取組状況(支援体制や研修内容等)や乳児院での実施体制等も参考にしながら、養育スキル向上のための研修等の実施や緊急里親への支援体制について検討を進め、将来的には新生児の受け入れも可能となる体制等を確保していく必要がある。

(3) 待機時間

- ・ 一時保護の受け入れにあたっては、児童相談所、里親支援センター、児童相談支援課が役割分担のもと、連携を図って行う必要があること、また、現状の登録数や支援体制で 24 時間待機を行うことは登録里親にとっても負担が大きいことから、当面は現在の運用を継続する。なお、待機時間外に一時保護委託が発生した場合は、乳幼児の状態等を踏まえながら可能な限り翌開庁日に緊急里親への委託先変更を行うなどの対応を行っていく。
- ・ 受託期間中における休息日(月 2 日)については乳幼児の負担を考慮して見直しを行い、休息日ありきではなく、必要時に適宜レスパイトを利用することで対応する。

(4) 実施体制

- ・ 乳幼児の受け入れや緊急里親の支援等にあたり、児童相談所、里親支援センターともがき、カリタスの園つぼみの寮(乳児院)、児童相談支援課がそれぞれの専門性を活かした役割分担のもと、連携しながら緊急里親を支援することができているため、現在の実施体制及び支援体制を継続する。なお、サポート里親については、現在の支援体制のもと、引き続き兼務とし、同じ立場でありながら専門的な視点を持つ立場として、レスパイトの受け入れに加えて、ピアサポートとして身近な相談できる存在としての役割を担っていく。
- ・ 児童相談所や里親支援センター等の支援機関は、緊急里親への支援のみならず、里親と児童を一体としてとらえ、愛着形成や里親から実親への愛着移行等、子どもの最善の利益を考慮したソーシャルワークをより意識した支援を行っていく。
- ・ 今後は、緊急里親の養育力等の専門性の向上のための研修の検討に加え、新生児の受け入れに向けた支援体制のあり方について検討を進めていく必要がある。また、里親への支援に加え、家庭養育優先の原則及びパーマネンシー保障の理念のもと、子ども主体のソーシャルワークに対する意識をさらに高めていくため、関係機関間の情報共有や連携の促進や研修内容の充実等を図っていく必要がある。

(5) その他

- ・ 次年度以降は、関係機関も交えた「(仮称)緊急里親連絡会」を定期的を開催することとし、意見交換のほか、ケースの振り返りやその後の状況報告等を行い、緊急里親のモチベーションの維持向上や負担軽減を図るとともに、事業のさらなる改善につなげていく。

- ・ 保護委託や家庭復帰にあたっては、地域のネットワークが切れることなく連続性をもってサポートできるよう、子ども家庭支援センターや健康づくり課保健師などの地域へのつながりを行う。

(6) 結び

乳幼児短期緊急里親事業は、一時保護が必要になった児童を緊急里親家庭で養育し愛着形成の土台を作りながら早期の家庭復帰を目指し、家庭復帰が難しい場合においてはまずは里親等への委託を検討するものであるが、事業を通じて児童のパーマネンシー保障への寄与と里親等委託の推進を図り、児童福祉法の理念である家庭養育の推進を目指していく。

第5章 今後の検討課題

調整中

資料編

・世田谷区乳幼児短期緊急里親モデル事業評価・検証委員会構成

1 委員

氏名	所属	備考
岩田 祐一郎	里親支援センターともがき センター長	
松本 幸夫	子ども・若者部長	委員長
工藤 木綿子	児童相談所長	
石山 智子	児童相談所児童相談課長	

2 オブザーバー

氏名	所属
高橋 恵里子	(公財)日本財団 公益事業部 子ども事業本部長
平本 玲子	(社福)東京恵明学園 東京恵明学園乳児部施設長 <参考>(社福)東京都社会福祉協議会乳児部会部会長 世田谷区児童福祉審議会里親部会員

3 事務局

氏名	所属	備考
柏原 耕治朗	子ども・若者部児童相談支援課長	事務局長
泉 圭子	// 社会的養護推進担当係長	
弓削田 紗帆	// 社会的養護推進担当	
深町 脩一郎	// 社会的養護推進担当主任	担当
今井 悦子	// 里親等委託推進専門員	担当

・世田谷区乳幼児短期緊急里親モデル事業実施要綱

世田谷区乳幼児短期緊急里親モデル事業実施要綱

令和7年6月30日

7世児支第222号

(目的)

第1条 この要綱は、愛着形成において重要な時期である3歳未満の乳児及び幼児並びに就学前の幼児（以下「乳幼児」という。）について児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条第1項及び第2項に規定する一時保護の委託を行う際に、家庭と同様の環境で保護することを目的とした乳幼児短期緊急里親モデル事業（以下「モデル事業」という。）を実施するにあたり必要な事項を定めるとともに、児童及びその家庭の福祉の向上に資することを目的とする。

(対象児童)

第2条 モデル事業の対象児童は、児童相談所が児童の安全を迅速に確保し、適切な保護の実施又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握をする必要があると認めた乳幼児（以下「保護児童」という。）とする。

(緊急里親及びサポート里親の要件)

第3条 モデル事業における乳幼児短期緊急里親（以下「緊急里親」という。）は、養育に当たる者が次に掲げる要件を充たす者とする。

- (1) 心身ともに健康で、事業に対する理解、熱意及び意欲があり、積極的に保護児童の養育にあたることができること。
- (2) 世田谷区に養育家庭の登録をしていること。
- (3) 実子若しくは里子等の乳幼児の養育経験があること又は医師、保健師、助産師、看護師若しくは保育士の資格を有し、実務経験があること。
- (4) 第11条に規定する休息日を除き、常時、児童の受入れに対応できること。
- (5) 里親会及び児童相談所等の関係機関との連携が取れること。
- (6) 乳幼児の養育に適した居住環境を整えることができること。
- (7) 原則としてペットを飼育していないこと。ただし、適切な飼育環境で管理できている場合には、この限りでない。
- (8) 養育中の里子がいる場合は、里子の養育に支障が生じないこと。

2 区長は、緊急里親のうち、次のいずれかの要件を充たす者を緊急里親のサポートを行う里親（以下「サポート里親」という。）として指定することができる。

- (1) 医師、保健師、助産師、看護師又は保育士の資格を有し実務経験があること。
- (2) 専門養育家庭の登録があること又は専門養育家庭として登録があったこと。
- (3) 過去に2人以上の乳幼児の実子又は里子の養育経験又は一時保護受託があること。

(役割)

第4条 緊急里親の役割は、次に掲げるものとする。

- (1) 児童相談所が、一時保護が必要と判断した保護児童を常時受入れができるように連

絡可能な体制を取り、待機すること。

(2) 児童相談所から保護児童の受入れの打診があった際には、特段の事情が無い限り受入れること。

(3) 原則 8 時 30 分から 21 時まで保護児童を受け入れること。

(4) 受け入れた保護児童を適切に養育すること。

2 サポート里親の役割は、次に掲げるものとする。

(1) 児童相談所及び児童相談支援課が行う、緊急里親及び保護児童との顔合わせ、家庭訪問の立ち合い等により、保護児童の状況を把握すること。

(2) 児童相談所等の関係機関と連携して、保護児童を受託中の緊急里親に対し訪問、電話等により、養育等のサポートを行うこと。

(3) 緊急里親が受託中の保護児童を養育できない期間、保護児童を受け入れて養育すること。

(業務)

第 5 条 緊急里親の業務は、次に掲げるものとする。

(1) 児童相談所、里親支援センター、里親支援専門相談員等と連携して保護児童を養育すること。

(2) 保護児童の養育状況について、養育状況報告書を作成し、児童相談支援課を経由して児童相談所長に報告すること。

(3) 児童相談所長の下承のもと、保護児童に適切に医療機関の受診をさせること。

(4) 保護児童に、緊急性の高い怪我、疾病等が発生した場合は、緊急対応を行うこと。

(5) 児童相談所長が必要と判断した場合は、保護児童と実親の交流に協力すること。

(6) 保護児童を他の養育家庭又は養子縁組里親（以下「養育家庭等」という。）に委託する際に、保護児童と養育家庭等の委託前交流に協力し、児童の養育状況等を養育家庭等に引き継ぐこと。

(7) 必要に応じて保護児童が所属している保育園等の機関と連携すること。

2 サポート里親の業務は、次に掲げるものとする。

(1) 前条第 2 項第 1 号及び第 2 号に定める事項の実施状況を、児童相談支援課を経由して児童相談所長に報告すること。

(2) 前条第 2 項第 3 号の規定による保護児童の養育にあたるときは、前項に掲げる業務を行うこと。

(緊急里親の選定)

第 6 条 区長は、緊急里親となることを希望する者（以下「希望者」という。）から、世田谷区乳幼児短期緊急里親申込書を提出させ、世田谷区乳幼児短期緊急里親選考委員会（以下「選考委員会」という。）にて選考した者を緊急里親として決定する。

2 区長は、前項により選定を行った結果について、書面にて希望者に通知しなければならない。

(サポート里親の指定)

第 7 条 区長は、前条第 1 項の規定により選定した緊急里親の中からサポート里親を指定

することができる。

2 区長は、サポート里親を指定したときは、書面により通知しなければならない。

(選考委員会)

第8条 選考委員会は、次に定める委員をもって構成する。

(1) 児童相談所長

(2) 児童相談所児童相談課長

(3) 子ども・若者部児童相談支援課長

2 選考委員会に係る事務は、子ども・若者部児童相談支援課において処理するものとする。

(緊急里親の決定取消し)

第9条 区長は、緊急里親の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、緊急里親の決定を取り消すことができる。

(1) 緊急里親の決定を受けた者から辞退の申し出があったとき。

(2) 第3条に規定する要件を満たさなくなったとき。

(3) 非違行為を繰り返し、区長の指示又は指導に従わないとき。

(委託契約)

第10条 区長は、決定した緊急里親と委託契約を締結するものとする。

(休息日)

第11条 緊急里親及びサポート里親（以下「緊急里親等」という。）は、保護児童を受け入れていない待機期間において、月4日まで待機ができない日について指定することができる。

2 緊急里親は、保護児童を受託している期間において、月2日まで休息日を指定することができる。

3 区長は、緊急里親等に、第1項に規定する待機ができない日について、当該日の属する月の前月20日までに届け出させなければならない。

4 区長は、緊急里親に、第2項に規定する休息日について、その初日の15日前までに届け出させなければならない。

(待機料等)

第12条 区長は、緊急里親等が待機する期間について、月額100,000円（消費税を含む。以下「月額」という。）の待機料を支払わなければならない。ただし、緊急里親等が保護児童を受託している期間及び前条第2項に規定する休息日を除く待機できない日については、待機料の支払を行わない。

2 区長は、緊急里親等に待機料を支払う場合において、緊急里親等が前項ただし書の規定に該当するときは、月額から、待機料の支払を行わない日の単価として月額を30.4で除した金額（以下「日額」という。）と同項ただし書に規定する日の日数を乗じて得た額を差し引くものとする。

3 第1項ただし書の規定にかかわらず、緊急里親等が前条第2項に規定する休息日を除く待機できない日について、やむを得ない事情があると区長が判断した場合は、待機料を支

払うことができる。この場合において、待機料の支払については、前項の規定を準用する。

4 月の途中で緊急里親等との契約を締結したときは、日額に契約締結日からその月の末日までの日数を乗じて得た額の待機料を支払うものとする。

5 前各項に規定するほか、サポート里親が、第5条第2項第1号に規定する業務を行った場合については、1日あたり3,000円を支払うものとする。

(事業の評価検証)

第13条 モデル事業の実施期間は、令和7年度から2年間とし、区長は、モデル事業の最終年度に事業の評価検証を行わなければならない。

2 区長は、事業の実施状況や評価検証を踏まえて、モデル事業の期間を延長することができる。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、モデル事業の実施に関し必要な事項は、子ども・若者部児童相談支援課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

・世田谷区乳幼児短期緊急里親モデル事業評価・検証委員会設置要綱

世田谷区乳幼児短期緊急里親モデル事業評価・検証委員会設置要綱

令和8年7月1日 8世児支第226号

(目的及び設置)

第1条 世田谷区乳幼児短期緊急里親モデル事業実施要綱(令和7年6月30日7世児支第222号)第13条第1項の規定に基づき、同要綱第1条に規定する乳幼児短期緊急里親モデル事業(以下「モデル事業」という。)の評価及び検証を行うため、世田谷区乳幼児短期緊急里親モデル事業評価・検証委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) モデル事業の実施状況の評価及び検証
- (2) 乳幼児短期緊急里親事業に係る方針及び施策についての意見、助言等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、モデル事業の評価及び検証に関し、区長が必要と認めること

(委員会の構成)

第3条 委員会の委員は、別表1に掲げる委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、別表2に掲げる者をオブザーバーとして、委員会に参加させ、意見を述べさせることができる。

(委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

(関係者の出席)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係職員その他の関係人の出席を求めて意見若しくは説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、子ども・若者部児童相談支援課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項その他必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

委員長	子ども・若者部長
委員	里親支援センター「ともがき」の長
委員	児童相談所長
委員	児童相談所児童相談課長

別表 2

オブザーバー	外部有識者（1 名）
オブザーバー	乳児院の長（1 名）